

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条の 2 第 1 項第二号及び第 128 条の 3 の 2 第一号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法を次のように定める。

令和 7 年 10 月 31 日

国土交通大臣 金子 恭之

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口及び排気口の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 116 条の 2 第 1 項第二号及び第 128 条の 3 の 2 第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる給気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 常時開放された、又は排気口の開放に連動して自動的に開放される構造とすること。
- 二 機械換気設備を構成するものでないこと。

2 令第 116 条の 2 第 1 項第二号及び第 128 条の 3 の 2 第一号に規定する火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排気口の構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 直接外気に接し、かつ、開放できるものとする。
- 二 機械換気設備を構成するものでないこと。
- 三 手動開放装置を設けること。
- 四 前号の手動開放装置のうち手で操作する部分は、壁に設ける場合においては床面から 80cm 以上 1.5m 以下の高さの位置に、天井から吊り下げて設ける場合においては床面からおおむね 1.8m の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を表示すること。

第二 令第 116 条の 2 第 1 項第二号及び第 128 条の 3 の 2 第一号に規定する居室の床面積に対する開放できる部分の面積の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した割合とする。

- 一 面積算定値が零を超える場合 次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \min \left\{ \frac{0.375A_a}{\sqrt{D}} \times \frac{1}{50}, \frac{1}{50} \right\}$$

この式において、 $A_{need}$ 、 $A_{room}$ 、 $A_a$  及び  $D$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $A_{need}$  : 開放できる部分の面積（開放できる部分が 2 以上ある場合においては、これらの面積の合計）  
（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_{room}$  : 居室の床面積（単位  $\text{m}^2$ ）
- $A_a$  : 給気口の有効開口部の面積（給気口が 2 以上ある場合においては、これらの面積の合計）  
（単位  $\text{m}^2$ ）

$D$  : 面積算定値

二 面積算定値が零以下の場合次の式により計算すること。

$$\frac{A_{need}}{A_{room}} = \frac{1}{50}$$

この式において、 $A_{need}$ 、 $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{need}$  : 開放できる部分の面積 (単位  $\text{m}^2$ )

$A_{room}$  : 居室の床面積 (単位  $\text{m}^2$ )

2 前項の「面積算定値」は、次の式によって計算した数値をいう。

$$D = (H_c - 1.8) \times A_a^2 - 0.14 \left( \frac{1}{50} A_{room} \right)^2$$

この式において、 $D$ 、 $H_c$ 、 $A_a$ 、 $A_{room}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$D$  : 面積算定値

$H_c$  : 居室の床面の基準面から開放できる部分の中心までの垂直距離 (単位  $\text{m}$ )

$A_a$  : 給気口の有効開口部の面積 (給気口が2以上ある場合においては、これらの面積の合計) (単位  $\text{m}^2$ )

$A_{room}$  : 当該居室の床面積 (単位  $\text{m}^2$ )

3 前2項の「給気口の有効開口部」は、第一第1項に規定する構造方法に適合する給気口のうち、次の各号に掲げる床面から天井 (天井のない場合においては、屋根。以下同じ。) までの垂直距離に応じ、当該各号に定める部分の給気口の開口部をいう。

一 2.6m 以下の場合 天井から下方 80cm 以上の距離にある部分

二 2.6m を超える場合 床面からの高さが 1.8m 以下の部分

#### 附則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令 (令和7年政令第310号) の施行の日 (令和7年11月1日) から施行する。